

# ○大府市文化芸術栄誉賞表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市表彰条例（昭和48年大府市条例第1号）第3条第2号に該当する者のうち、文化芸術の分野における国際的又は全国的な活躍を通じて、市民に明るい希望を与える等その功績が特に顕著な者に対して、大府市文化芸術栄誉賞表彰（以下「文化芸術栄誉賞」という。）を授与することについて、必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象者)

第2条 文化芸術栄誉賞を受けることができる者（団体を含む。）は、市民、本市の出身者又は本市に縁故の深いもので、次の各号のいずれかに該当し、その功績により本市の文化的価値を高めたものとする。

- (1) その分野において国際的に重要と認められるコンクール、展覧会等において入賞以上の成績を収めた者
- (2) 国際的に重要な文化芸術賞を受賞した者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術分野において特に顕著な功績がある者

(表彰審査)

第3条 受賞候補者は、大府市表彰条例施行規則（昭和48年大府市規則第8号）第3条に規定する表彰審査会において選考し、市長が受賞者を決定する。

(表彰の方法)

第4条 受賞者に対し、表彰状を授与するとともに記念品を贈呈する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。